○内閣府告示第五十二号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収容施設の供与） **第二条**　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ～ハ　略］ ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。 (1)　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十九万七千円以内とすること。 (2)　［略］ ［ホ～チ　略］ 二　応急仮設住宅 イ　［略］ ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十九万七千円以内とすること。 ハ　［略］ （炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給） **第三条**　法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　炊き出しその他による食品の給与 ［イ・ロ　略］ ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百四十円以内とすること。 二　［略］ （被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） **第四条**　法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 ［一・二　略］	（収容施設の供与） **第二条**　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　避難所 ［イ～ハ　同上］ ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。 (1)　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。 (2)　［同上］ ［ホ～チ　同上］ 二　応急仮設住宅 イ　［同上］ ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。 ハ　［同上］ （炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給） **第三条**　法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。 一　炊き出しその他による食品の給与 ［イ・ロ　同上］ ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。 二　［同上］ （被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与） **第四条**　法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。 ［一・二　同上］